

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 1 全体評価</p> <p>【原文】 「一方、年度計画に掲げる、学長の下に男女共同参画に取り組む検討部会の設置への取組については、学内規程の改正等労働条件の改善にとどまり、具体的な方向性を検討する検討部会の設置には至っていないため、計画的な取組が求められる。」</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「一方、年度計画に掲げる、男女共同参画に取り組む検討部会の設置については、喫緊の課題に対し、より学長のリーダーシップを発揮させる取組とすべく部会レベルの組織は設置せず、学長、理事が直接参画する役員会及び人事委員会における検討体制としている。これらの組織において「嘱託講師委嘱等に関する申合せ」を改正し、大学教員の産前・産後休暇、育児休業を取得した場合に代替として嘱託講師の委嘱を可能とするなど、男女共同参画に向け取り組んでいる。」</p> <p>【理由】 中期計画「国籍・性別にとらわれない人事を行うという理念に基づき、女性教員の割合を20%に引き上げるとともに、外国人教員の増員を図る。」における年度計画「学長の下に「男女共同参画」に取り組む検討部会を設置し、女性教員増に向けた取組を行う。」については、当初の計画から方策を改め、学長の方針を示し、その意向</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>なお、正確な評価に支障を来すため、今後、実績報告書の作成等に当たっては、実施状況内容の明示や正確性を高めるなど、十分留意することが求められる。</p> <p>「一方、年度計画に掲げる、学長の下に男女共同参画に取り組む検討部会の設置への取組については、学内規程の改正等労働条件の改善にとどまり、具体的な方向性を検討する検討部会の設置には至っていないため、計画的な取組が求められる。」を削除する。</p> <p>【理由】 検討部会を設置する代わりに、学長、理事が直接参画する役員会及び人事委員会において、男女共同参画への取組について検討されていたことが認められるため。</p>

を直接反映させるため、検討部会は設置せず役員会及び人事委員会において検討を進め、女性大学教員の割合を引き上げるための積極的改善措置（ポジティブアクション）に沿って、計画的に取り組んだ。

中期計画に基づく具体的な取組の成果としては、平成21年度中における女性教員の定年等による異動者4名に対し、新たに6名の教員を計画的に採用することで、中期計画に掲げる女性教員の比率を、前年度の20.9%（平成21年4月1日現在）から21.9%（平成22年4月1日現在）としたことから、中期計画及び年度計画を達成したものと判断する。

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 (1) 業務運営の改善及び効率化</p> <p>【原文】 「学長の下に「男女共同参画」に取り組む検討部会を設置し、女性教員増に向けた取組を行う。」（実績報告書14頁・年度計画【165】）については、学内規程の改正等労働条件の改善にとどまり、具体的な方向性を検討する検討部会等の設置には至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。」</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 中期計画「国籍・性別にとらわれない人事を行うという理念に基づき、女性教員の割合を20%に引き上げるとともに、外国人教員の増員を図る。」における年度計画「学長の下に「男女共同参画」に取り組む検討部会を設置し、女性教員増に向けた取組を行う。」については、当初の計画から方策を改め、学長の方針を示し、その意向を直接反映させるため、検討部会は設置せず役員会及び人事委員会において検討を進め、女性大学教員の割合を引き上げるための積極的改善措置（ポジティブアクション）に沿って、計画的に取り組んだ。 中期計画に基づく具体的な取組の成果としては、平成21年度中における女性教員の定年等による異動者4名に対し、新たに6名の教員を計画的に採用することで、中期計画に掲げる女性教員の比率を、前年度の20.9%（平成21年4月1日現在）</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>なお、正確な評価に支障を来すため、今後、実績報告書の作成等に当たっては、実施状況内容の明示や正確性を高めるなど、十分留意することが求められる。</p> <p>『（法人の自己評価と評価委員会の評価が異なる事項） ○ 「学長の下に「男女共同参画」に取り組む検討部会を設置し、女性教員増に向けた取組を行う。」（実績報告書14頁・年度計画【165】）については、学内規程の改正等労働条件の改善にとどまり、具体的な方向性を検討する検討部会等の設置には至っていないことから、年度計画を十分には実施していないものと認められる。』を削除する。</p> <p>【理由】 前述のとおり。</p> <p>また、以上の修正に基づき、「業務運営の改善及び効率化に関する目標」の評定を下記のとおり修正する。</p> <p>『【評定】 中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる （理由） 年度計画の記載16事項すべてが「年度計画を十分に実施している」と認められるが、大学院専門職学位課程（教職大学院）において学生収容定員の充足率が90%を満たさなかったこと等を総合的に勘案したことによる。』</p>

<p>から21.9%（平成22年4月1日現在）としたことから、中期計画及び年度計画を達成したものと判断する。</p>	
--	--